

外ヶ浜町集中改革プラン

平成17年度～平成21年度

平成20年3月27日 改訂

外ヶ浜町



策定 平成18年3月23日
政策推進課

外ヶ浜町集中改革プラン

■策定にあたり

平成17年3月28日に、蟹田町・平館村・三厩村が合併し、新「外ヶ浜町」が誕生した。これまで、民主的にして能率的な行政運営の確保を図りながら今日に至っているが、今後さらに地方分権が進み、多様な行政サービスを提供していくために、行財政基盤の強化を図っていくことが必要である。

長引く経済不況、国の財政悪化等により、国の財政支援を望めない状況である。地方交付税に強く依存してきた当町の財政は、厳しい運営を強いられており、今後、行財政改革をさらに推進し、より簡素で効率的な行政体制の確立と財政運営の健全化を図っていくことを目標とし、本プランでその取組内容の具体性及び方向性を示すこととする。

■取組内容

- | | |
|--|---|
| <p>I 事務事業の再編・整理、廃止・統合</p> <ol style="list-style-type: none">1 事務事業等の再編整理等の目標2 組織及び機構の簡素合理化3 事務事業の再編・整理等を行いスキーム | <p>IV 第三セクターの見直し関係</p> <ol style="list-style-type: none">1 既存法人の見直し2 監査・点検評価・情報公開の体制等3 第三セクターの役職員と給与の見直し |
| <p>II 民間委託等の推進</p> <ol style="list-style-type: none">1 施設管理の民間委託の推進2 事務の民間委託の推進 | <p>V 経費節減等の財政効果関係</p> <ol style="list-style-type: none">1 経費の節減合理化等財政の健全化2 財政運営の課題3 財政運営の課題への対処
※ 財政推移・財源確保策・過去の取組み |
| <p>III 定員管理・給与の適正化関係</p> <ol style="list-style-type: none">1 定員管理の適正化2 給与の適正化3 定員・給与等の状況の公表4 福利厚生事業 | <p>VI 地方公営企業関係</p> <ol style="list-style-type: none">1 地方公営企業の経営健全化
※ 各会計ごとの取組み |

■取組期間

平成17年度～平成21年度

■取組目標

外ヶ浜町の財政は、平成16年度決算（合併前旧団体合計）における経常収支比率が99.8%と財政の硬直化が目立ち、青森県が指定する財政運営計画（以下「財運計画」という。）策定団体に指定されている。

財運計画における平成21年度までの現状試算における収支バランスは、平成17年度から平成21年度までの5年間で累積赤字が推計で約20億円の財源不足が見込まれている。要因として、歳入における地方交付税の減少等が影響しているものの、自立した財政運営の目指す基本姿勢は、「入るを計りて、出ざるを制する」を第一とし、財源不足の解消を図り、行政サービスの効率運営を図ることとする。財源不足解消策等については、これから述べていくこととする。

I 事務事業の再編・整理、廃止・統合

1 事務事業の再編整理等の目標

町村合併や地方分権の進展など行政を取り巻く環境が大きく変化しつつあり、IT（情報技術）の普及等による通信手段の発達など、社会生活環境も大きく変化している。このような環境の変化や厳しい財政状況の中にあつて、町民の行政ニーズへの的確に対応していくため、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、より効率的かつ効果的な行政執行体制の構築を図る。

町村合併からまもなく1年（平成18年2月時点）を迎えるが、いまだに旧町村単位の行政体制が混在したままの行政財政運営になっており、当面の課題は、新町として統一した行政行動をさらに進めることが求められている。ここでは、集中改革プラン期間の5ヶ年のうち、前半3ヶ年で（平成19年度まで）事務事業の調整を図ることを目標とし、下表では検討時期を示している。

なお、調整が整った事項から、随時統一された行政行動へと方向転換していくものである。

実施事項等			主管課	目標年度					備考
				17	18	19	20	21	
事務事業の見直し	委託料	施設の保守点検料単価等の統一	各課						
		定期検査（建築物）	総務課						
		教員住宅健康診断	教育委員会						
	人件費	学校医報酬の統一	教育委員会						
		歯薬会報酬の統一	教育委員会						
		就学時内科検診	教育委員会						
	補助金	子ども会補助金	教育委員会						
		民俗芸能伝承事業	教員委員会						
		体育協会	教員委員会						
		各種イベント	産業観光課						
	負担金	健康事業	検診料の再設定	福祉課					
	各種事業	社会教育事業	各種講座	教育委員会					
			青少年育成事業	教育委員会					
			家庭教育講座	教育委員会					
			成人式・体育祭・文化祭	教育委員会					
		公民館事業	中央公民館主催事業	教育委員会					
		図書館事業		教育委員会					
		健康事業	栄養相談事業	福祉課					
			健康管理システム	福祉課					
			母子保健事業	福祉課					
福祉事業		敬老祭	福祉課						
	老人福祉	福祉課							
栄養相談事業	組織一本化	福祉課							
各種イベント	イベント連携	産業観光課							

(注)  検討実施期間を示す。

2 組織及び機構の簡素合理化

再編・整理等を行うにあたっては、事務事業の評価や住民ニーズを踏まえ、行政改革関連組織において調整を行い、より効率的な行政組織を目指す。社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するものである。

実施事項等				主管課	目標年度					備考
					17	18	19	20	21	
組織・機構の合理化	組織の合理化	課・組織の機構改革	分庁方式を含む課の再編	全対象						
		バスの運行（スクールバス）		所管課						
	各種施設	管理体制の再編		施設の有効利用						
				管理体制の統一						
	滞納対策	税・保険料等	徴収組織の強化	所管課						
	各種団体	文化協会連合体の組織化		教育委員会						
		体育協会の組織一本化		教育委員会						
		こども会連合会の組織化		教育委員会						
		視聴覚ライブラリー		教育委員会						
		民生児童委員の連合組織化		福祉課						
食生活改善委員会		福祉課								

(注)  検討実施期間を示す。

※主管課の表記については平成18年3月時点の外ヶ浜町本庁課を記載。

3 事務事業の再編・整理等を行う際のスキーム（計画）

（1）当該スキームの内容、基本的考え方

新たな時代の変化に伴い複雑・多様化する町民ニーズに柔軟に対応するため事務事業については、効果や効率性の観点から、初期の目的を達成した事業等の廃止・縮小や類似する事業を統合するなどの見直しを行い、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮する。また合併による事務事業の整理合理化を進める。

（2）行政評価

現在は、行政評価システムの導入予定はないが、既存事業に対し住民の視点に立った事業実施を推進していくものとする。また、実施した事業がどのような効果を住民へもたらしたのか、その成果を十分公表できるシステムづくりを検討していく。

（3）外部の意見を取り入れる仕組み

（コミュニティ行政懇談会）

コミュニティ行政懇談会は、日ごろの行政運営について、蟹田・平館・三厩地区ごとに、自由な意見交換できる場である。住民の自由な意見を吸い上げる機会を増やししながら、住民と行政が協働したまちづくりを実施していく。

（4）公表方法

ホームページほか、町広報紙などを通じてその状況を公表していく方向で検討する。

II 民間委託等の推進

1 施設管理の民間委託の推進

当町においては、現在でも事務事業の民間委託をできるものを可能な範囲で実施してきた。また、公共施設等の施設管理も一部業務委託を実施しており、特に公共施設の管理については、従来の管理委託制度に加え、地方自治法の改正により、指定管理者制度（地方自治法第244条の2）が創設され、公共施設サービスの提供手法も多様化しており、新たな制度を活用して民間委託等の推進を図る。

（新たな制度：指定管理者制度の導入の意義）

「官から民へ」の構造改革の下、簡素で効率的な地方公共団体を実現するためには、民間能力の活用を図ることが重要である。従来、公共施設の管理委託制度では管理者の範囲を公共的団体等に限定していたが、指定管理者制度は、公の施設の設置目的を損なうことなく、適切な管理を確保した上で、民間事業者を含む管理者に施設の使用許可権限を与えることにより、「多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、民間によるコスト積算を活用し経費の節減等を図ること」に効果を発揮するものと期待している。

公の施設管理における指定管理者制度と管理委託制度の主な相違

区分	指定管理者制度	管理委託制度
管理主体	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者を含む幅広い団体（個人は含まない） ・議決を経て指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の出資法人のうち一定の要件を満たすもの ・公共団体（土地改良区等） ・公共的団体（自治会等） ・相手方は条例等で規定する。
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理の権限を指定管理者に委任し、施設使用許可も行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理の権限は、自治体に有し、施設使用許可の権限は委託しない。
使用許可等の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から利用料金を自らの収入として収受 ・条例に定められた範囲内で自治体の承認を得て自ら料金を設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金は、条例で定める額とし、管理受託者が単独で利用料金を設定できない。

（導入の時期）

現在管理委託を行っている施設については、18年4月1日から随時導入する。

現在、直営及び今後新規に設置される施設については、指定管理者制度の活用は随時検討する。

実施事項等	目標年度					備考
	17	18	19	20	21	
導入の是非を検討	●					
指定管理者制度の運用		●				

●印は、取り組み時期の始期を示す

（導入対象施設の考え方）

施設設置に係る関係法での管理者を規程しているもの以外は下記のとおり検討する。

- ①制度導入によるメリットが見込める施設と見込めない施設を検証する。
- ②現在利用料金制度を導入している施設については、指定管理者へ移行する。
- ③施設の収入があり、利用料金制度と指定管理者制度導入によりメリットが見込まれる施設については、指定管理者制度の導入を検討する。
- ④管理委託制度の廃止により、一部管理委託している施設で直営可能な施設がないか検討する。
- ⑤目的が終了した施設については、廃止を検討する。

公の施設一覧と指定管理者制度導入計画

実施事項等	H16年度末				平成17～21年度							指定管理者名等 H18指定分は H20まで有効
	指定 管理者	業務 委託	全部 直営	直営	指定管理者制度							
					制度 導入	公 募	導入目標年度					
				17	18	19	20	21				
1	給食センター			○	○							
2	公民館			○	○							
3	おぐにふるさと体験館			○	○							
4	体育館			○	○							
5	スキー場			○	○							
6	ゲートボール場			○	○							
7	町民の森			○	○							
8	三厩野球場			○	○							
9	大山ふるさと資料館			○	○							
10	総合福祉センター			○		●	●	●				太平ビルサービス
11	健康増進センター			○	○							
12	地区広場			○	○							
13	観瀾山公園			○	○							
14	コミュニティセンター			○		●		●				各自治会
15	福祉公園			○	○							
16	保育所			○	○							
17	児童館			○	○							
18	老人憩の家			○	○							
19	老人生きがいセンター			○	○							
20	在宅介護支援センター			○		●		●				町社会福祉協議会 あじさい会
21	デイサービスセンター			○		●		●				町社会福祉協議会
22	高齢者ふれあいセンター			○	○							
23	介護予防センター			○	○							
24	高齢者生活福祉センター			○		●		●				町社会福祉協議会 あじさい会
25	国民健康保険病院			○	○							
26	国民健康保険診療所		○		○							
27	訪問看護ステーション			○	○							
28	湯の沢温泉		○			●	●	●				太平ビルサービス
29	保健センター			○	○							
30	加工センター			○	○							
31	穀類等乾燥調製貯蔵施設		○			●		●				東つがる農業協同組合
32	高齢者生産活動センター			○		●	●	●				太平ビルサービス
33	農業者トレーニングセンター			○		●		●				商工会
34	農山村広場			○		●		●				各自治会
35	ふるさとセンター			○	○							
36	総合交流促進センター			○	○	●	●	●				三厩観光協会
37	町営牧野			○	○							
38	肥育センター			○	○							
39	部分林			○	○							
40	林道維持			○	○							
41	サケ・マスふ化場			○	○							
42	水産物荷さばき場			○		●		●				外ヶ浜漁業協同組合
43	水産物鮮度保持施設			○		●		●				外ヶ浜漁業協同組合
44	漁業用作業保管施設			○		●		●				外ヶ浜漁業協同組合
45	平館漁港トイレ			○	○							
46	おだいばオートビレッジ		○			●	●	●				太平ビルサービス
47	龍飛崎シーサイドパーク			○	○	●	●	●				三厩観光協会
48	風のまち交流プラザ		○			●	●	●				太平ビルサービス
49	都市公園			○	○							
50	病院事業			○	○							
51	公共下水道			○								
	合計											

●印：導入を示す

当町の公の施設等は51施設に及んでいる。平成18年度以降指定管理者制度の導入が可能なものは随時導入を検討していくものとする。

Ⅲ 定員管理・給与の適正化関係

1 定員管理の適正化

●一般行政職

平成17年4月1日現在でモデル定員数130人を10人超過しているものの退職者不補充のまま推移していくと、平成22年4月1日現在では一般行政部門と特別行政部門の合計では30人を超える退職者に達することから、合理的かつ計画的な職員配置が求められている。計画年度より3年を待たずして、年齢構成等にひずみが生じる可能性があることから平準化を図る職員採用も新たに検討する。平成17年度総職員に対して34人の削減(▲13.6%)を図るものであり一般行政においては38人、▲25.9%の削減を図ります。定員適正化推進方法は、一般行政の退職者の補充は退職職員数に対して、原則5分の1に抑えるものとする。業務職(単純労務職員)については、退職者不補充により職員数の削減を図る。

本庁における事務事業の一括管理を段階的に進め、支所における窓口業務の充実と同時に管理部門の本庁への統合を図り、併せて業務内容と定員適正化については随時見直しをする。また、民生部門の資格職員についても機関の統廃合に合わせて検討を進める。技能労務職の退職者不補充においては、期限付き臨時職員でも対応や事務事業の委託を進め、事務職においても対応可能な分野は期限付き臨時職員の積極的な活用を検討し、人件費の抑制と雇用の発生を促していくこととする。

●特別行政職

特別行政(教育)については、中央教育審議会の答申を踏まえて地方教育行政のあり方や、外ヶ浜町の在り方や、外ヶ浜町の教育方針に沿って職員数の配置に努めるものとし、公の施設の統廃合や指定管理者制度の導入による効率的な職員配置を行うなどの方法により適正化を進める。

●公営企業

公営企業においては、財政計画に沿った職員の適正配置に努め、採用に当たっては将来にわたり年齢構成等にひずみが生じないように平準化を図るなど適正化を進める。

●定員適正化計画による人件費の削減効果

定員適正化計画の実施による年間人件費の削減効果については、今後の財政状況や財政収支等を見極めて、随時検討を進める。

※1

モデル定員とは、人口、面積及び道路延長など地方公共団体の行政需要との関連が深いと考えられる指標と職員数との関係を統計的手法により分析し、参考となる職員数を算出できるように、作成された算式のこと。対象となる職員は、地方公共団体が自主的に定員管理に取り組むことのできる分野の多い一般行政部門であり、教育・消防・公営企業などの職員は対象外。

外ヶ浜町の平成17年度定員モデル数 130人

【部門別職員計画】

部 門	区 分	計画 前年度	計画期間の状況(人) (※H20～H22 は現時点における見込)					H22. 4.1 見込	期間 内 合計	期間内比較 (B)-(A)		
			H16	H17 (A)	H18	H19	H20	H21		H22 (B)	H17 ～ H22	人数
一般行政部門	前年度退職者数		△6	△2	△8	△9	△6	△9	△34			
	採用者数					1	2	2	5			
	他部門との異動		5	△1	△1	△7						
小 計	現員(4.1 現在)	148	147	144	135	120	116	109		△38	△25.9	
	対前年増減数		△1	△3	△9	△15	△4	△7				
特別行政部門	教 育	前年度退職者数			△1	△2		△1	△2	△6		
		採用者数			1					1		
		他部門との異動		△5			7					
	小 計	現員(4.1 現在)	27	22	22	20	27	26	24		2	9.1
		対前年増減数		△5		△2	7	△1	△2			
	消 防	前年度退職者数										
		採用者数										
		他部門との異動										
	小 計	現員(4.1 現在)										
		対前年増減数										
特別行政 部門 小計	現員(4.1 現在)	27	22	22	20	27	26	24		2	9.1	
	対前年増減数		△5		△2	7	△1	△2				
公営企業等 部門 (病院以外)	前年度退職者数				△2				△2			
	採用者数				1	1			2			
	他部門との異動		△5		2	△1						
小 計	現員(4.1 現在)	40	35	35	36	36	36	36		1	2.9	
	対前年増減数		△5		1							
公営企業部門 (病院)	前年度退職者数		△1		△1	△3	△2		△6			
	採用者数				4	2			6			
	他部門との異動		5	1	△1	1						
小 計	現員(4.1 現在)	42	46	47	49	49	47	47		1	2.2	
	対前年増減数		4	1	2		△2					
総 計	前年度退職者数		△7	△3	△13	△12	△9	△11	△48			
	採用者数			1	5	4	2	2	14			
	他部門との異動											
	現員(4.1 現在)	257	250	248	240	232	225	216		△34	△13.6	
	対前年増減数		△7	△2	△8	△8	△7	△9				

(一般行政部門)・・・教育部門、特別会計、企業会計職員、休職派遣職員を除く人数
(特別行政部門)・・・教育部門

【参考】旧町村単位過去の職員数の推移

		旧蟹田町					
		平成13年度当初	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
一般行政部門	退職者数		△2	△1	△3		
	採用者数				1		
小計	4月1日現在	67	67	64	64	60	
	対前年増減数	△3	0	△3	0	△4	
特別行政部門	教育	退職者数			△2	△2	
		採用者数					
	消防	退職者数					
		採用者数					
	小計	4月1日現在	15	15	15	12	10
		対前年増減数		0	0	△3	△2
総計	退職者数		△2	△1	△5	△2	
	採用者数						
	4月1日現在	82	82	79	76	70	
	対前年増減数		0	△3	△3	△6	

		旧平窟村					
		平成13年度当初	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
一般行政部門	退職者数		△2	△4	△3	△3	
	採用者数		1				
小計	4月1日現在	50	50	48	45	41	
	対前年増減数		0	△2	△3	△4	
特別行政部門	教育	退職者数			△2	△2	
		採用者数					
	消防	退職者数					
		採用者数					
	小計	4月1日現在	10	10	10	9	8
		対前年増減数		0	0	△1	△1
総計	退職者数		△2	△1	△5	△2	
	採用者数						
	4月1日現在	60	60	58	54	49	
	対前年増減数		0	△2	△4	△5	

		旧三厩村					
		平成13年度当初	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
一般行政部門	退職者数		△2	△4	△1	△3	
	採用者数						
小計	4月1日現在	54	54	52	48	47	
	対前年増減数		0	△2	△4	△1	
特別行政部門	教育	退職者数		△1		△1	△1
		採用者数					
	消防	退職者数					
		採用者数					
	小計	4月1日現在	10	10	10	10	9
		対前年増減数		0	0	0	△1
総計	退職者数		△2	△1	△5	△2	
	採用者数						
	4月1日現在	64	64	62	58	56	
	対前年増減数		0	△2	△4	△2	

2 給与の適正化

(1) 給与制度

当町における給与は、人事院勧告に準拠し、これまでも給与の適正化に努めながら、総人件費の抑制を図り、運用も適正に行っている。

財政運営が厳しい環境において、給料及び期末・勤勉手当の独自の削減を実施し人件費総額の抑制を図っている。

職員の給与制度については、町民の納得と支持が得られる給与制度・運用の適正化が求められており、国における給与制度改革を見据え、随時見直していく必要がある。

実施事項等	目標年度							備考
	16 以前	17	18	19	20	21	22 以降	
1 高齢者職員昇給停止	●							
2 不適当な昇給運用の是正	●							
3 級別職務分類表に適合しない級への格付け等の見直し	●							
4 退職手当支給率の見直し	●							
5 諸手当の総点検の実施								
(1) 特殊勤務手当の適正化	●							
(2) その他の手当の適正化	●							
6 技能労務職の給与の見直し								
(1) 国や民間の同種との比較実施			●					
(2) 給料表の適正化	●							

●印は、取り組み時期の始期を示す

(2) 諸手当の見直し

各種手当についても、給料同様に適正運用している。また、町民の関心が高い下記の手当については、次のとおり扱っている。

- ①特殊勤務手当：一般職員に係るものは、平成17年度より廃止した。
- ②時間外勤務手当：年間総額を給料年額×0.5%としている。(原則)

3 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等は、その状況を適時町広報紙に掲載し町民に公表しているところである。今後も、町民にわかりやすい方法で工夫を講じながら公表することとする。

実施事項等	目標年度							備考
	16 以前	17	18	19	20	21		
1 広報紙への掲載	●							
2 国の公表様式への準拠	●							
3 インターネットへの掲載			●					

4 福利厚生事業

職員の福利厚生事業は、従来、職員関係団体に対し補助金を交付して事業を行ってきたところである。しかし、近年の財政事情の悪化及び地方公務員を取り巻く昨今の社会情勢を考慮し、公費支出による福利厚生事業を中止してきている。

今後も、公費支出を伴う福利厚生事業は実施する予定はないものの、職員の健康・元気が維持できる労働環境の整備を自ら実施するものとする。

IV 第三セクターの見直し関係

第三セクターは、その時々時代の要請を受けて設立されたものであり、行政施策と密接に連携しながら公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってきたが、社会経済環境の変化によって、それらを取り巻く状況は大変厳しくなっている。さらに、指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に関して、民間事業者の参入も可能となったことから、公の施設の管理を受託しているセクターにとっては、その事業基盤に大きな影響を及ぼすものであり、まさにそのあり方が問われている。当町においては、セクターの役割等を再検討し、町の取り組む課題と外郭団体自らが取り組む課題について明らかにし、セクターの統廃合や町の関与のあり方について抜本的な見直しを図る。

1 既存法人の見直し

既存セクター等の一覧（出資比率25%以上かつ財政支援を受けている法人）

（単位：百万円）

法人名	業務概要	設立年度	出資総額	町出資額	H16町の財政支援補助/委託
(財) 風のまち振興公社	地元特産品の研究・開発・販売業	H11	10	10	29
(財) 青函トンネル記念館	教育文化ホール管理・運営	S62	10	10	33
(株) 津軽エコエネ	風力発電による売電事業	H12	55	50	0
(株) パブリックサポート	おだいばオートビレッジ等公共施設の管理、スクールバス等の運転業務	H13	10	10	36
外ヶ浜町土地開発公社	公共用地、公用地等の取得・管理・処分	S48	5	5	0

1 第三セクターの統廃合・整理等見直しに関する総合的な指針・計画の策定

(1) 16年度末時点における見直しに関する指針・計画の策定は、特に行っていない。

実施事項等	実施目標年度					備考
	17	18	19	20	21	
財団法人・三セク運営対策委員会設置※	●					
全法人の統廃合・整理等の計画策定		●				

●印は、取り組み時期の始期を示す

(2) 17～21年度までの5年間の取り組み

※「外ヶ浜町第三セクター運営対策委員会」

平成17年7月に、既存法人の効率運営と、経営基盤強化の確立を目指し、産業発展と活性化に繋がるための施策を検討する機関が設立された。委員は、議員と町職員の十数名で構成される。

◇計画検討の課題

- ・セクターの存廃は、地域に必要なか、住民生活に必要なかを考える。
- ・経営が赤字であるならば、セクター存在の意義、根拠を明確にできるか考える。
- ・採算ベースに乗らない、時代が必要としない、役目が終わっているものを考える。
- ・サービスの目的と相手が明確で、効率的な行動により黒字を目指せるかを考える。

2 第三セクターの統廃合・整理等見直しの実施予定

法人名	今後の方向性					目標年度					備考
	事業の 民間譲 渡	完全民 営化・ 出資引 上	統合	廃止	その 他	17	18	19	20	21	
(財) 風のまち振興公社											検討中
(財) 青函トンネル記念館					○		○				一部委託・ 検討中
(株) 津軽エコエネ											検討中
(株) パブリックサポート				○			○				廃止
外ヶ浜町土地開発公社					○						当面存続

平成17年度は、第三セクター運営対策委員会により、各法人の経営及び業務内容を調査しているところであり、その方向性は平成18年度以降に決定することとしている。その方向性を踏まえて、随時情報提供することとする。

(外ヶ浜町土地開発公社「当面存続」)

ただ、外ヶ浜町土地開発公社は、町が公社に代行取得させている用地があり、町はその代金支払いを平成30年度頃の完済を目指している。土地開発公社はその回収金を終えるまで、存続させることとし、完済が終了した時点で存続のあり方を再度検討する。

2 監視・点検評価・情報公開の体制等

1 監査及び点検評価の実施状況と今後の整備目標

(1) 16年度末時点における状況

法人名	平成16年度末			備考
	外部監査体制の ある法人	委員会等による 定期的な点検評 価がある法人	ない場合の理由	
(財) 風のまち振興公社	△	△	地方自治法第243条 の3第2項の規程によ り議会報告を実施。理事 会等でも経営状況を報 告している。	
(財) 青函トンネル記念館	○	○		
(株) 津軽エコエネ	△	△	地方自治法第243条 の3第2項の規程によ り議会報告を実施。理事 会等でも経営状況を報 告している。	
(株) パブリックサポート	△	△		
外ヶ浜町土地開発公社	△	△		
導入実績計	1	1		

参考：地方自治法抜粋
(財政状況の公表等)

第二百四十三条の三

2 普通地方公共団体の長は、第二百二十一条第三項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない

(予算の執行に関する長の調査権等)

第二百二十一条 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、委員会若しくは委員又はこれらの管

- 理に属する機関で権限を有するものに対して、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者、物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。
 - 3 前二項の規定は、普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、普通地方公共団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証し、又は損失補償を行う等その者のために債務を負担している法人で政令で定めるもの及び普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者にこれを準用する。

(2) 17～21年度までの5年間の取組目標

外部監査制度及び点検体制について、現行の監査体制を継続することを基本とし、町監査委員を活用し、第三者的な視点からの監査を継続したい。ただし、経営悪化が著しい場合は、外部有識者による総チェックを実施する。ただ、町が財政支援する法人については、決算状況が報告されしだい経営状況のチェックを実施していく。

実施事項等	実施目標年度					備考
	17	18	19	20	21	
経営悪化法人に対する総チェック			●			
点検評価の実施		●				必要に応じ適宜取組む

●印は、取り組み時期の始期を示す

2 情報公開実施状況及び取組目標

(1) 16年度末時点における状況

各法人とも開示請求によらない自発的な情報公開は、実施している。公開内容と公開手法は下表のとおりとなっている。

法人名	公開内容	平成16年度末				備考
		公開方法				
		備付	広報	議会	ネット	
(財) 風のまち振興公社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸借対照表 (BS) ・ 損益計算書、収支計算書、正味財産増減計算書 (PL) ・ 事業計画、事業実績 ・ 財政支援 ・ 人件費 ・ 点検評価 (実施の場合のみ) 			●		
(財) 青函トンネル記念館			●	●		
(株) 津軽エコエネ						活動休止
(株) パブリックサポート				●		
外ヶ浜町土地開発公社				●		
合計						

(2) 17～21年度までの5年間の取組目標

情報公開内容は、範囲を限定することなく広く提供していくこととしている。公開手法は、議会報告をメインにしているが、IT技術の普及により、紙媒体による公開にとどめることなく、HPを活用した情報提供も検討していく。

実施事項等	実施目標年度					備考
	17	18	19	20	21	
財務諸表の公開	●					
HPによる情報提供		●				

●印は、取り組み時期の始期を示す

3 第三セクターの役職員と給与の見直し

1 役職員の削減計画及び給与の見直し計画について

- (1) 16年度における計画はない。
- (2) 17年度～21年度までの5年間の取組目標

配置人数等の一覧表

法人名	平成16年度末								備考
	役員数(人)				職員数(人)				
	総数	うち	うち	うち	総数	うち	うち	うち	
		地方	地方	その		地方	地方	その	
	公共	公共	他		公共	公共	他		
	退職	出向			退職	出向			
	者	者			者	者			
(財) 風のまち振興公社	9	1		8	1			1	
(財) 青函トンネル記念館	7			7	25			25	
(株) 津軽エコエネ	3			3	0			0	
(株) パブリックサポート	4			4	15			15	
外ヶ浜町土地開発公社	9			9	2			2	
	32	1		31	43			43	

全法人の統廃合・整理等の計画策定を18年度としているため、その計画をふまえた見直しを検討する。

V 経費節減等の財政効果（普通会計）

1 経費の節減合理化等財政の健全化

社会経済情勢の急激な変化に的確に対応しつつ、更に町村合併に伴う地域の一体化を図る上で必要不可欠な課題への積極的な取り組みが求められている。合併前から旧町村単位で財政健全化に向けた一定程度の努力は実施してきたが、今後も引き続き事務事業の見直しを徹底するとともに思い切った経費の節減合理化を一層推進しながら、財源の重点的かつ効率的な活用に努める必要がある。

今回の集中改革プランでは、歳入の確保に最大限の努力を払うとともに、歳出については合併による事務の効率化を意識しながら創意工夫を重ね、更なる経費の削減に努め重点的かつ効率的な財政運営を実施する。

また、当町の財政運営は、平成16年度決算で財政の硬直化（※経常収支比率）が見受けられるため、青森県により「財政運営計画策定団体」に指定されている。財政運営計画での目標は、計画期間に財政の硬直化を改善する内容となっており、今回の集中改革プランとほぼ同一歩調をとる計画書となっている。ここでは、財政運営の健全化をするためのプランを公表することとする。

（過去5ヶ年（合併前）と将来5ヶ年（合併後）の財政推測）

当町は平成16年度に合併（平成17年3月28日合併）している。旧町村の普通会計収支状況を示すために単純に合算しているが、旧三町村のうち赤字団体が1団体あったため、過去の実績では基金残高があるにもかかわらず、収支状況が赤字になっている。

別表において、過去5ヶ年（合併前）と将来5ヶ年（合併後）の財政推計を示しているが、財政の健全化を測るポイントとして

- | | | | |
|---|---------|---|-----------|
| 1 | 基金残高 | = | 財政の対応力の確保 |
| 2 | 経常収支比率 | = | 財政の弾力性の確保 |
| 3 | 公債費指標 | = | 財政の硬直化の解消 |
| 4 | 赤字決算の回避 | | |

が挙げられる。

※経常収支比率

人件費・扶助費・公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税・地方交付税等の経常一般財源収入がどの程度充当されるかを見ることにより、財政構造の弾力化を判断する指標。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額（歳入）}}{\text{経常一般財源総額（歳出）}} \times 100\%$$

経常経費に充当した経常一般財源の残りが大きいほど臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があることとなる。なお、健全化ラインは90%であり、数値が大きい程、硬直化が進んでいる。

※ 起債制限比率

標準財政規模（税金、国から交付されるお金等【交付税等】）のうち、元利償還金にどれだけ一般財源（町税、交付税等）を充てるのかを示す指数。

$$\frac{\text{元利償還金の一般財源}}{\text{標準財政規模等}} \times 100\%$$

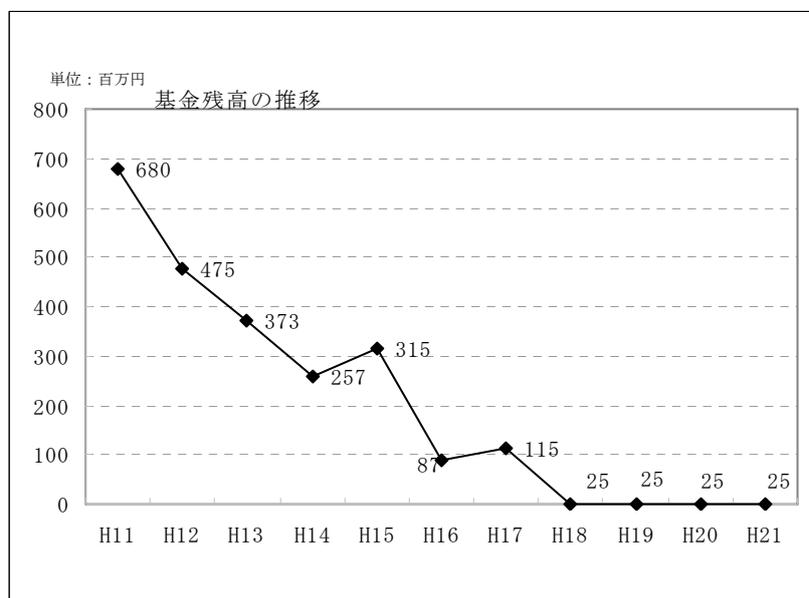
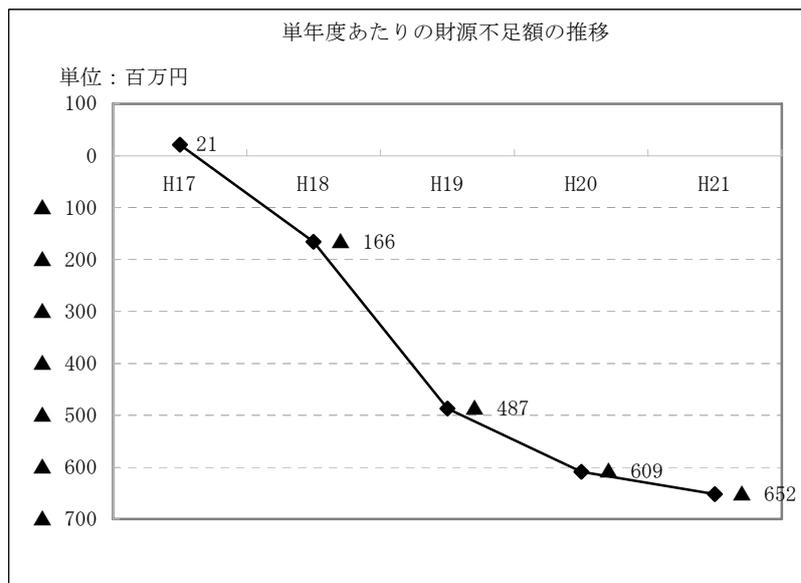
なお、健全化ラインは14%であり、数値が大きい程、硬直化が進んでいる。

2 外ヶ浜町財政運営の課題

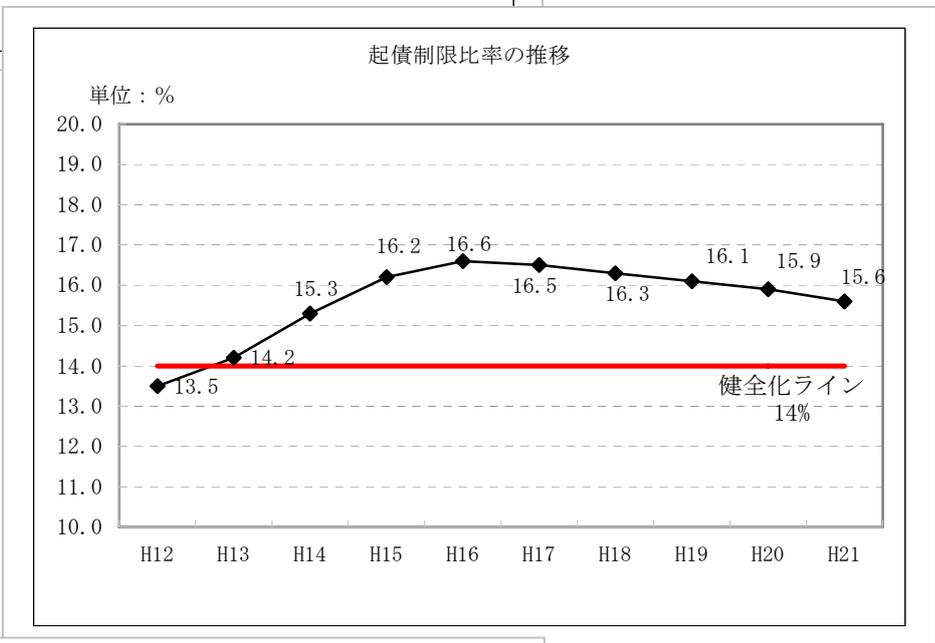
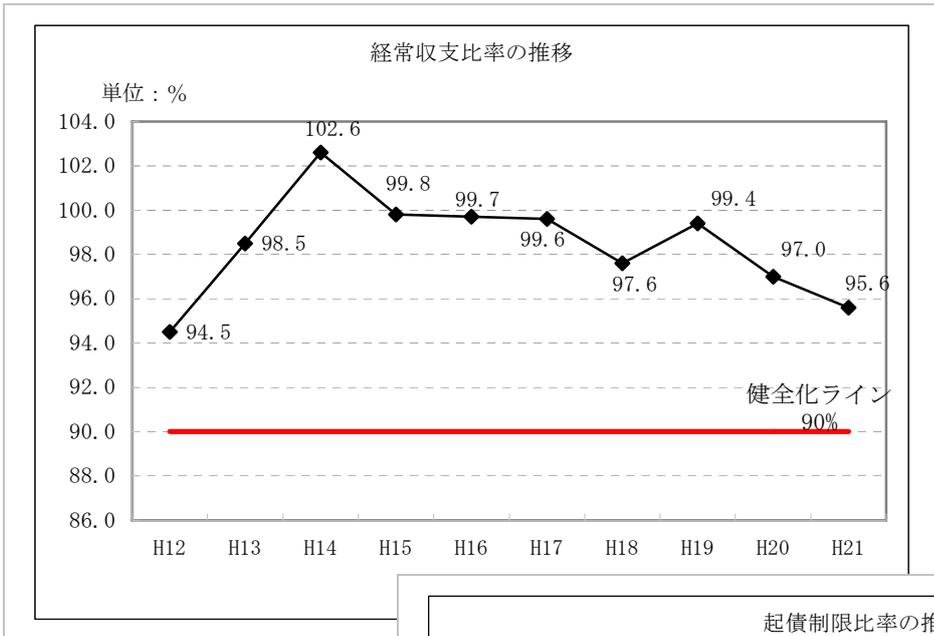
◎平成18年度以降の財源不足への対処

集中改革プランの終期である平成21年度までの財政推計を、「財政構造・政策水準を継続した場合」を前提とした単純な収支状況を試算した結果、単年度あたりの財源不足額は、約2億円から7億円の幅で発生している。また基金残高も、このまま推移すると基金残高の激減が推測される。

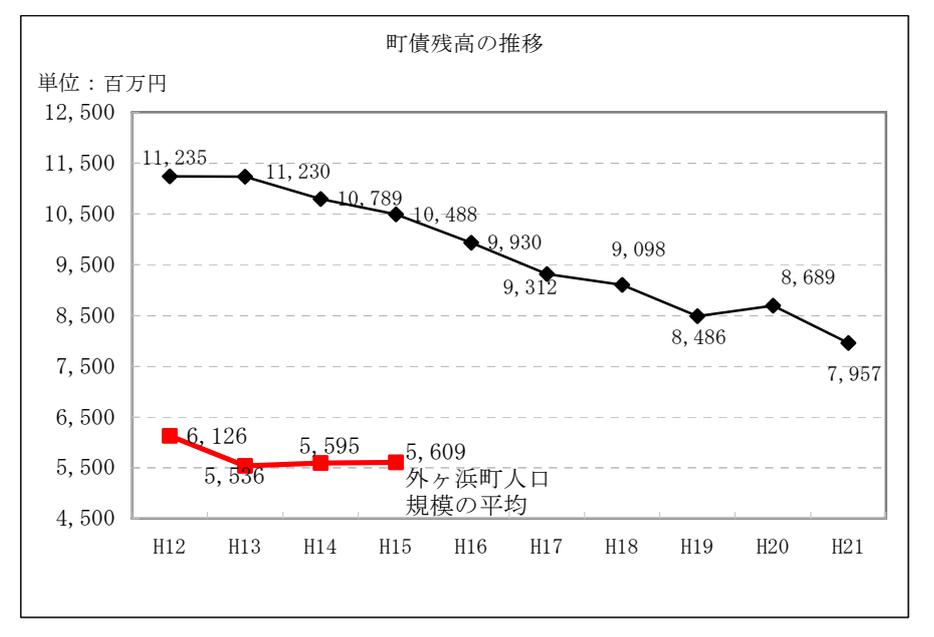
財源不足額解消のための財源確保の目標額を、平成18～21年度の4年間で20億円を見出す必要がある。



上記試算による財源不足の主な要因として、歳入面で「三位一体の改革」による地方交付税の減少が影響し、歳出面では、財政の硬直化を示す経常収支比率及び起債制限比率が、明らかに厳しい財政運営を裏打ちする数値として現れている。当町の場合は、職員等の人件費と大型施設建設時に資金借入れした借金返済（公債費）が財政の硬直化を進行させている。

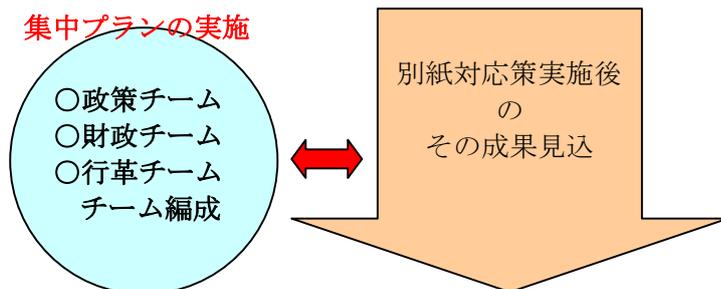


<▼参考：町債残高>
外ヶ浜町に人口が類似する全国の町村債残高の平均値は、当町のおおよそ半分になっていることがわかる。町の抱える債務が非常に多い。



3 外ヶ浜町財政運営の課題への対処

次ページ以降では、「計画策定前の財政構造・政策水準を継続した場合の財政推移」から平成21年度末までの累積赤字（＝財源不足額）を示し、その財源不足への対応策を掲げている



平成21年度末には、約1億円の累積黒字（＝基金残高）を確保できる見込みとなった。ただし、この1億円の黒字は、財政健全化にとって絶対的に安心できる数値でなく、累積赤字見込額を解消するために、最低限の対応策を実施した後の数値である。

集中改革プラン期間中は、この対応策のみならず、さらなる検討を加えた取り組みを行い、柔軟な財政運営するための基金残高を確保する姿勢で臨むものとする。

＜！――計画策定前の財政構造・政策水準を継続した場合の財政推移――＞

(単位:千円)

		合併前						合併後				
		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入	町税	688,851	674,019	665,564	638,148	597,438	569,278	537,527	537,527	537,527	537,527	537,527
	地方譲与税・交付金	174,078	196,042	192,918	161,843	166,897	190,513	195,320	215,320	215,320	215,320	215,320
	地方交付税	4,361,114	4,418,803	4,142,068	3,798,324	3,519,587	3,457,532	3,734,114	3,371,210	3,365,011	3,158,518	3,093,087
	普通交付税	3,837,082	3,841,271	3,584,082	3,258,355	2,993,883	2,943,820	2,974,114	2,770,952	2,827,849	2,747,548	2,682,117
	特別交付税	524,032	577,532	557,986	539,969	525,704	513,712	760,000	600,258	537,162	410,970	410,970
	国・県支出金	1,164,829	821,325	543,959	611,875	720,702	619,292	519,120	606,314	575,524	555,574	438,944
	町債	1,194,700	1,142,100	1,059,000	671,800	861,300	583,200	526,800	1,202,400	1,807,000	651,000	216,800
	臨時財政対策債	0	0	159,500	326,600	566,200	387,100	297,800	276,600	0	0	0
	その他町債	1,194,700	1,142,100	899,500	345,200	295,100	196,100	229,000	925,800	1,807,000	651,000	216,800
	その他の収入	884,538	814,533	767,239	881,416	478,068	734,691	295,700	386,133	281,295	286,795	273,795
歳入計(A)	8,468,110	8,066,822	7,370,748	6,763,406	6,343,992	6,154,506	5,808,581	6,318,904	6,781,677	5,404,734	4,775,473	
歳出	義務的経費	3,628,069	3,314,877	3,400,898	3,331,336	3,336,533	3,237,836	3,126,561	3,026,724	2,970,576	2,878,654	2,841,093
	人件費	1,896,824	1,841,932	1,858,971	1,773,771	1,674,135	1,594,209	1,537,925	1,515,925	1,504,925	1,449,925	1,438,925
	扶助費	424,325	153,846	158,129	150,288	238,933	271,166	250,869	250,869	250,869	250,869	250,869
	公債費	1,306,920	1,319,099	1,383,798	1,407,277	1,423,465	1,372,461	1,337,767	1,259,930	1,214,782	1,177,860	1,151,299
	普通建設事業	1,894,528	1,909,638	1,221,549	694,075	602,995	331,668	439,823	1,225,759	2,042,059	889,569	324,339
	物件費	862,547	744,054	719,691	726,142	700,956	862,447	763,168	740,719	763,168	763,168	763,168
	維持補修費	96,767	108,890	80,143	64,564	70,542	97,011	50,669	50,669	50,669	50,669	50,669
	補助費等	1,077,213	1,091,340	1,155,185	1,093,680	903,188	950,050	896,324	874,824	874,824	874,824	874,824
	繰出金	336,926	449,291	485,848	469,765	396,129	429,554	470,099	525,285	526,585	517,063	533,577
	その他の歳出	464,100	347,175	318,009	262,067	229,315	106,946	41,095	39,843	39,843	39,843	39,843
	前年度繰上充用金	117	23,337	65,497	181,006	147,825	94,654	0	0	164,919	650,966	1,260,022
歳出計(B)	8,360,267	7,988,602	7,446,820	6,822,635	6,387,483	6,110,166	5,787,739	6,483,823	7,432,643	6,664,756	6,687,535	
収支(A-B)	107,843	78,220	△ 76,072	△ 59,229	△ 43,491	44,340	20,842	△ 164,919	△ 650,966	△ 1,260,022	△ 1,912,062	
うち単年度の赤字								△ 164,919	△ 486,047	△ 609,056	△ 652,040	
基金残高	680,407	474,790	372,638	256,690	314,989	87,091	114,684	25,189	25,189	25,189	25,189	
経常収支比率		94.5	98.5	102.6	99.8	99.7	99.6	97.6	99.4	97.0	95.6	
起債制限比率		13.5	14.2	15.3	16.2	16.6	16.5	16.3	16.1	15.9	15.6	
町債残高		11,234,689	11,229,792	10,788,978	10,488,137	9,930,217	9,311,632	9,098,050	8,485,996	8,688,578	7,957,451	

<!-- (財源確保に向けた具体策) -->

(単位:千円)

項目	主な内容	開始時期	効果額												
			17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		計		
			計画	実績(見込)	計画	実績(見込)	計画	実績(見込)	計画	実績(見込)	計画	実績(見込)	計画	実績(見込)	
歳入確保策	超過課税・法定外税の新設等													0	0
	税の徴収対策	滞納整理組合活用等による徴収強化	H17	2,662		2,662		2,662		2,662		2,662		13,310	0
	使用料・手数料の見直し													0	0
	未利用財産の売り払い等													0	0
	その他	大規模建設事業の見直しによる建設財源減少	H18			△ 364,600		△ 1,401,780		778,770				△ 987,610	0
	歳入確保策計			2,662	0	△ 361,938	0	△ 1,399,118	0	781,432	0	2,662	0	△ 974,300	0
人員費削減	職員削減(議員含む)		H17	7,718		6,400		20,267		53,671		36,162		124,218	0
	うち退職者の不補充	H17→H21 △22人 ※退職年度1人あたり人件費10,000千円/1人 退職数H17:2人 H18:3人 H19:8人 H20:9人 H21:14人)	H17	7,718		6,400		20,267		53,671		36,162		124,218	0
		うち嘱託、臨時、派遣職員												0	0
		職員	給料 基本給△2%～△5%(毎年再考)	H17	28,272		28,272		27,837		26,610		25,719		136,710
		手当 期末手当△8%(毎年再考)	H18			15,605		15,398		14,786		14,382		60,171	0
	三役等特別職	給料 基本給△20～△10%、助役・収入役空席	H17	3,503		3,503		3,503		3,503		3,503		17,515	0
		手当 期末手当△20～△10%	H17	1,156		1,156		1,156		1,156		1,156		5,780	0
	議員	報酬 月額△8%	H17	6,240		6,240		2,215		2,215		2,215		19,125	0
		手当 期末手当△30%	H17	9,780		9,780		4,324		4,324		4,324		32,532	0
	計			48,951	0	64,556	0	54,433	0	52,594	0	51,299	0	271,833	0
	その他	簡易水道事業会計支弁職員の 下水道事業会計支弁職員の普 議員在任特例(議員 32人か)	H19 H19 H19					△ 18,672 △ 15,498 48,167		△ 18,672 △ 15,498 48,167		△ 18,672 △ 15,498 48,167		△ 56,016 △ 46,494 144,501	0 0 0
	うち福利厚生事業	過去に廃止済												0	0
歳出削減策	組織の統廃合													0	0
	民間委託による事務事業費削減	指定管理者制度の導入	H18			5,000		5,000		5,000		5,000		20,000	0
	うち指定管理者制度導入によるもの	指定管理料による削減	H18			5,000		5,000		5,000		5,000		20,000	0
	施設等維持費の見直し	委託料等の抑制				6,000		6,000		6,000		6,000		24,000	0
	補助金等の整理合理化	社会法人等の補助金廃止 一部事務組合(消防・清掃) その他単独補助金抑制	H18 H19 H18			19,030		19,030		19,030		19,030		76,120	0
	投資的経費の見直し	大規模建設事業の見直し 見直しにかかる公債費影響額				384,600		1,401,780 7,560		△ 788,770 37,017		54,178		997,610 98,755	0 0
	内部管理経費の見直し	物件費の経常経費削減(△10)	H18			76,104		101,472		126,840		152,208		456,624	0
	その他事務事業の整理合理化	パート事務員減(2名)	H18			3,000		3,000		3,000		3,000		12,000	0
	その他	簡易水道事業赤字解消による基準外繰出生発生 下水道事業会計繰出生減額(建設事業費1/3～) 訪問看護ステーション繰出生減額(利用者拡大)	H18 H18 H18			△ 12,500 111,390 4,336		△ 11,341 130,167 5,978		△ 10,252 135,314 7,621		△ 6,691 138,942 9,263		△ 40,784 515,813 27,198	0 0 0
	歳出削減策計			56,669	0	739,926	0	1,853,859	0	△ 242,422	0	578,904	0	2,986,936	0
合計			59,331	0	377,988	0	454,741	0	539,010	0	581,566	0	2,012,636	0	

※数値のマイナス表記は、普通会計における追加財政需要額を示す。(正の数)は、経費節減効果額<財源確保プラス要因>を示す)

B

参考：計画策定前の財政構造・政策水準を継続した場合の財政不足額

項目	平成21年度までの累積赤字見込
平成21年度末の累積赤字	△ 1,912,062 A

財源確保策を考慮した場合の累積収支

項目	平成21年度までの累積収支
平成21年度末の累積赤字	100,574 A-B

<!--参考：過去の取組み-->

(単位：千円)

項目	主な内容	開始時期	効果額					計			
			12年度	13年度	14年度	15年度	16年度				
			実績	実績	実績	実績	実績				
歳入確保策	超過課税・法定外税の新設等							0			
	税の徴収対策	「町税等収納率向上対策委員会」(旧蟹)	H13		628	1,130	1,632	1,632	5,022		
	使用料・手数料の見直し	村営温泉利用料改定(旧平館村)	H12	458	20	1,057			1,535		
		健康診査受診者負担(旧3町村)	H12	1,231	1,413	2,882	2,671	2,762	10,959		
	未利用財産の売り払い等	公有遊休地売却(旧3町村)	H13		37,233	131,657	68,689	63,988	301,567		
		株券売却(旧平館村)	H14			31,343			31,343		
	その他	ゴミ処理有料化(旧3町村)	H14			5,991	10,154	10,154	26,299		
歳入確保策計			1,689	39,294	174,060	83,146	78,536	376,725			
歳出削減策	職員削減(議員含む)	うち退職者の不補充	H12△5、H13△3、H14△5、H15△11、H16△11	H12	49,194	26,251	34,130	75,855	60,622	246,052	
		うち嘱託、臨時、派遣職員等	H12△5、H13△3、H14△5、H15△9、H16△7	H12	49,194	26,251	34,130	67,523	46,270	223,368	
		給料	基本給△2%(旧三厩村)・基本給△2~5%	H14			2,860	16,730	33,500	53,090	
	給与等削減	職員	手当	期末手当△8%(旧蟹田町)・同△10%(旧平館村)・同役職加算休止(旧三厩村)	H14			2,979	5,958	22,256	31,193
			三役等	給料	△30%~20%(旧蟹田町)・△20%~10%(旧平館村)・△44%~31%(旧三厩村)	H12	2,888	1,123			
		特別職	手当	△25%~15%(旧蟹田町)・役職加算休止	H12	795	795	4,804	13,883		20,277
			報酬	△5%(旧蟹田町)・△10%(旧三厩村)	H12	2,808					2,808
		議員	手当	△20%(旧蟹田町)・役職加算休止(旧三厩村)	H12			8,460	18,630	8,908	35,998
			計			6,491	1,918	19,103	55,201	64,664	147,377
	その他	職員厚生費減額	H12	198	198	182	102			680	
	うち福利厚生事業	職員厚生費減額	H12	198	198	182	102			680	
	組織の統廃合									0	
	民間委託による事務事業費削減									0	
	うち指定管理者制度導入によるもの									0	
施設等維持費の見直し	福祉センターと老人憩いの家共用(旧蟹田町)	H13	475	475	475	475	475		2,375		
	地区公民館を当該地区に譲渡(旧蟹田町)	H15				568	568		1,136		
補助金等の整理合理化	単独補助金縮減・廃止(旧3町村)	H12	10,540	15,441	18,827	8,701	17,600		71,109		
	病院事業(老健)基準外廃止(旧蟹田町)	H14			10,164	11,664	13,164		34,992		
投資的経費の見直し									0		
内部管理経費の見直し	旅費削減(宿泊出張廃止、日当縮減・廃止)	H12	3,945	4,597	10,319	9,057	1,227		29,145		
	一般事務経費見直し(旧3町村)	H12	3,132	19,766	46,573	16,111	25,805		111,387		
その他事務事業の整理合理化									0		
その他	下水道事業縮小による繰出金減額(旧三厩村)	H15				4,762			4,762		
	国保会計基金活用による繰出金減額(旧三厩村)	H13		20,000	20,000	20,000	20,000		80,000		
	公債費繰上償還(旧3町村)	H12	50,581	15,067	8,602	7,880			82,130		
歳出削減策計			128,328	107,485	172,147	214,148	207,897		830,005		
合計			130,017	146,779	346,207	297,294	286,433		1,206,730		

VI 地方公営企業関係

(地方公営企業の経営健全化)

地方公営企業の事業数は、地方公営企業法非適用のものも含めて6事業ある。

	事業名	会計名称	備考
1	公共下水道事業	下水道事業特別会計	法非適用企業
1	特定環境保全公共下水道事業		
2	介護サービス事業	訪問看護ステーション特別会計	
3	簡易水道事業	簡易水道事業特別会計	法適用企業
4	病院事業	病院事業会計	
5	水道事業（上水道）	上水道事業会計	

※法適用・法非適用の「法」：地方公営企業法

これらの事業が供給するサービス自体の必要性については、地方公営企業として町自体が直接実施するにふさわしいものであるのか、民間活用をするものか検討する必要がある。

一方、地方公営企業として事業を継続するにしても、指定管理者制度などの民間的経営手法の導入や中期経営計画の策定、事務事業の見直しなどは、当然求められるものである。それぞれの事業において、社会経済情勢の変化を適切に把握し、経営の健全化を推進していくものである。

※各事業の取組みは、別添説明資料にて説明することとする。